

○東海市公共駐車場管理規則

平成22年12月24日

規則第43号

東海市公共駐車場管理規則をここに公布する。

東海市公共駐車場管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市公共駐車場の設置及び管理に関する条例（平成22年東海市条例第39号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、東海市公共駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用手続)

第2条 駐車場を利用しようとする者は、次条第1項の場合を除きは、入口において駐車券発行機から駐車券の交付を受けなければならない。

2 駐車券の交付を受けた者は、駐車場の利用を終えたときは、出口において自動料金清算機に駐車券を挿入し、所定の使用料の納付（条例第8条第1項の規定により発行された回数券による納付を含む。）をしなければならない。

第3条 条例第8条の2第1項の規定による定期券の発行を受けた者（以下「定期券利用者」という。）は、駐車場を利用しようとするときは、入口において駐車券発行機に定期券を挿入しなければならない。

2 前項に規定する手続を行った者は、駐車場の利用を終えたときは、出口において自動料金清算機に定期券を挿入しなければならない。

(回数券の発行)

第4条 条例第8条第1項の規定による回数券の発行は、東海市役所都市建設部土木課で行う。

(定期券の発行)

第5条 市長は、定期券利用者が定期券を紛失し、又は破損した場合において、必要があると認めるときは、定期券を再発行することができる。この場合において、市長は、当該定期券利用者から、定期券の再発行に係る実費を徴収することができる。

2 前条の規定は、条例第8条の2第1項の規定による定期券の発行について準用する。

(使用料等の不徴収)

第6条 条例第10条第3号（条例第15条第4項において準用する場合を含む。）

に規定する市長が特別な理由があると認める自動車は、次に掲げるものとする。

- (1) 駐車場に係る電気、水道その他の工事のために使用する自動車
- (2) 駐車場及びその付近に係るごみその他の汚物を収集するために使用する自動車
- (3) 前2号のほか、市長が特別な理由があると認める自動車  
(使用料の還付)

第7条 条例第10条の2ただし書の規定により既納の使用料を還付することができる場合は、次に掲げる場合とし、その額は、その都度市長が定める額とする。

- (1) 定期券利用者が、その責めによらない理由で定期券の有効期間の全部又は大部分の期間について駐車場を利用することができない場合
- (2) 前号のほか、市長が特別の理由があると認める場合  
(市長が定める公共施設)

第8条 条例別表第2備考第1号（1）イに規定する市長が定める公共施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 東海市民交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成22年東海市条例第28号）第2条に規定する東海市民交流プラザ
- (2) 東海市観光物産プラザの設置及び管理に関する条例（平成24年東海市条例第17号）第2条に規定する東海市観光物産プラザ
- (3) 東海市芸術劇場の設置及び管理に関する条例（平成26年東海市条例第47号）第2条に規定する東海市芸術劇場
- (4) パスポートセンター（東海市・知多市）  
(損傷等の届出)

第9条 駐車場を利用する者は、駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を付けて市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理等を行わせる場合の取扱い)

第10条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合における前条及び次条の規定の適用については、前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「市長」とあるのは「市長の承認を受けて指定管理者」とする。

2 条例第15条第1項の規定により指定管理者に駐車場の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる場合における第2条及び第3条の規定の適用については、第2条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「条例第8条第1項」とあるのは「条例第15条第4項において読み替えて準用する条例第8条第1項」と、第3条第1項中「条例第8条の2第1項」とあるのは「条例第15条第4項において読み替えて準用する条例第8条の2第1項」と、「者（以下「定期券利用者」という。）」とあるのは「者」とする。

3 第5条第1項の規定は、条例第15条第4項において読み替えて準用する条例第8条の2第1項の規定により指定管理者が発行する定期券について準用する。この場合において、第5条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「定期券利用者が」とあるのは「条例第15条第4項において読み替えて準用する条例第8条の2第1項の規定による定期券の発行を受けた者が」と、「当該定期券利用者」とあるのは「当該者」と読み替えるものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第45号）

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第34号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、平成27年10月4日から施行する。

附 則（平成28年規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第39号）

この規則は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第4条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。